

# 昭和薬科大学動物実験指針

この指針は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）」、「大学等における動物実験について（文部省学術国際局長通知）（昭和 62 年 5 月 25 日文学情第 141 号）」並びに「動物の愛護及び管理に関する法律（平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）」等の法令及び告示の主旨に則り、教育および研究を目的として行われる動物実験を計画するに際し、遵守すべき事項を示すものである。

## 第 1 条 目的

昭和薬科大学における実験動物に関し遵守すべきことを定め、科学的にはもとより、動物福祉の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

## 第 2 条 適用範囲

この指針は昭和薬科大学において行われる哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類を用いるすべての動物実験に適用される。

## 第 3 条 施設、設備、組織の整備

学長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な施設及び設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

## 第 4 条 実験計画の立案

- 1 実験者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため適正な供試動物の選択、実験方法の検討を行うと同時に、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。
- 2 実験者は、実験計画の立案に当たって、実験動物の専門の意見を求め、あるいは「昭和薬科大学実験動物倫理委員会」の助言、指導または審査を受けるなど、有効、適切な実験を行うように努めなければならない。
- 3 実験者は、供試動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を考慮した最小限の供試動物の数、遺伝的・微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。特に微生物学的品質に対しては飼育管理者（昭和薬科大学実験動物研究施設運営委員会委員長）の指示に従わなければならない。

## 第 5 条 動物の検収と検疫

- 1 実験者は、検収に当たって、動物の発注条件、異常、死亡の有無、状態、輸送方法、輸送時間帯等を確認しなければならない。また、実験者は、実験動物の検疫を実施しなければならない。
- 2 実験者は、これらの作業の一部または全部を飼育管理者の管理下、飼育技術者（飼育管理者の下で、実験動物の飼育管理に従事する飼育主任者及び補助員）に委嘱することができる。

## 第6条 実験動物の飼育管理

- 1 実験者、飼育管理者、飼育技術者及び施設管理者（施設課課長）（以下「管理者等」という。）は協力して、適切な施設・設備の維持・管理に努めなければならない。適切な飼育管理方法を別に定める。
- 2 管理者等は協力して、実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から不要時に至るまですべての期間にわたって、動物の状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

## 第7条 実験操作

実験者は、麻酔時の手段によって、動物に無用の苦痛を与えないように配慮すべきである。このため、飼育管理者、実験動物の専門家あるいは「昭和薬科大学動物実験倫理委員会」の判断を求めることができる。なお、苦痛の軽減・除去のための処置は、飼育管理者等の指導により十分に修得するよう努めなければならない。

## 第8条 実験終了後の処置

- 1 実験者は、実験を終了した動物を処置するときには、致死量以上の麻酔薬を投与若しくは頸椎脱臼等の科学的又は物理的な方法（「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」）によって速やかに動物を苦痛から解放しなければならない。
- 2 実験者は、実験動物の死体によって人の健康および生活環境が損なわれないようにしなければならない。

## 第9条 安全管理等特に注意を払う必要のある実験

- 1 物理的、化学的に危険な物質等を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることがないように、十分に配慮しなければならない。
- 2 実験施設の周囲の汚染防止については、施設・設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払う必要がある。

## 第10条 昭和薬科大学動物実験倫理委員会の設置

この指針を適正に運用するために、本学に「昭和薬科大学動物実験倫理委員会」を置く。

## 第11条 指針の変更

この指針の改廃等については、教授会の審議を経て学長が決定し、理事会が行う。

## 附則

この指針は平成12年7月21日から施行する。

## 附則

この指針は平成13年4月1日から施行する。

## 附則

この規定は、平成20年9月19日から施行する。

附則

この規定は、平成 27 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この規定は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。